

2024年7月5日

各 位

会 社 名 ブライトパス・バイオ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 永井 健一
 (コード番号：4594 東証グロース)
 問合せ先 取締役 C F O 竹下 陽一
 (irpr@brightpathbio.com)

第三者割当による第17回乃至第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の
発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年6月19日付の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第17回、第18回及び第19回新株予約権（以下それぞれを「第17回新株予約権」、「第18回新株予約権」及び「第19回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年7月5日に発行価額の総額（2,670,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024年6月19日公表の「第三者割当による第17回乃至第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結並びに無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割 当 日	2024年7月5日
(2) 発行新株予約権数	360,000個 第17回新株予約権：150,000個 第18回新株予約権：120,000個 第19回新株予約権：90,000個
(3) 発 行 価 額	総額2,670,000円 第17回新株予約権1個当たり9円 第18回新株予約権1個当たり8円 第19回新株予約権1個当たり4円
(4) 当該発行による潜在株式数	36,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも32円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は36,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	2,232,670,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第17回新株予約権:当初行使価額62円 第18回新株予約権:当初行使価額62円 第19回新株予約権:当初行使価額64円 ① 第17回新株予約権及び第18回新株予約権 第17回新株予約権及び第18回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日及び下記②に従い第19回新株予約権の行使価額の修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の96%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（以下、かかる修正後の行使価額及び下記②に従い修正された第19回新株予約権の行使価額を、個別に又は総称して「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額としま

	<p>す。また、価格算定日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。なお、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。</p> <p>② 第 19 回新株予約権 第 19 回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額と当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額のいずれか高い方の金額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額とします。また、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。</p> <p>なお、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	<p>① 第 17 回新株予約権及び第 18 回新株予約権 2024 年 7 月 8 日（当日を含みます。）から 2026 年 7 月 7 日（当日を含みます。）までとします。</p> <p>② 第 19 回新株予約権 2024 年 7 月 8 日（当日を含みます。）から 2027 年 7 月 7 日（当日を含みます。）までとします。</p>
(9) そ の 他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する買取契約を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上